

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 特別検討小委員会議事要旨

開催日時	令和 8 年 8 月 18 日（火） 9 時 18 分～10 時 18 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 名） 木下康代 片山聡 松田有加 労働者代表委員（定数 3 名） 相澤三千代 榎並典朗 平井孝史 使用者代表委員（定数 3 名） 池田健 大日陽一郎 水野透 事務局 4 名 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永室長補佐、遠藤労働基準監督官
主要議題	1 委員長及び委員長代理の選出について 2 参考人の意見陳述について 3 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 特定（産業別）最低賃金の改正決定の報告について
議事要旨	1 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の委員長及び委員長代理に、公益代表委員の中から木下委員長及び片山委員長代理を選出した。 2 参考人、UA ゼンセン労働条件局部長から特定（産業別）最低賃金改正の必要性について意見を聞いた。 3 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について 〈労働者側代表の主張〉 特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金とは異なる役割を持ち、産業ごとの基幹的労働者にふさわしい賃金水準の形成や人材確保、公正競争の確保に不可欠である。地域別最低賃金との差額のみで判断せず、各業種の改正の必要性を認め専門部会での金額審議につなげるべ

議事要旨	きであり、申出した 6 業種すべてについて、改正決定の必要性があると考えている。 新繊維工業・各種商品小売業ともに慢性的な人手不足や産業内賃金格差への対応には地域別最低賃金だけでは不十分である。特定最低賃金の改定により、人材確保や未組織労働者を含む賃金底上げ、公正競争の確保を図り、地域経済の活性化と産業の持続的発展につなげるべきである。 〈使用者側代表の主張〉 地域別最低賃金が 10 年間で 44.2%上昇し、特定最低賃金との差が急速に縮小していることから、特定最低賃金は役割を終えつつあると考える。また、企業の事業領域が産業区分をまたぐ実態を踏まえ、産業別の括りでの議論が正しいのか疑問もある。その上で、地賃の引上げ幅に引っ張られることなく、特定最低賃金の適正な水準につき真摯に議論していきたい。 6 業種のうち窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車の 4 業種は、近い将来、地域別最低賃金に埋没すると考えるが、今年度については改正の必要性を認める。新繊維工業と各種商品小売業は既に地域別最低賃金に埋没しており、合意比率の減少等からも地賃を上回る水準へ改正する必要性はないと考える。 4 特定（産業別）最低賃金の改正決定の報告について 上記労使代表委員の意見から、改正申出のあった 6 業種の特定（産業別）最低賃金のうち窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車の 4 業種については、改正の必要性ありとの結論に至ったが、新繊維工業及び各種商品小売業最低賃金については、全会一致での結論が得られず、当該内容で小委員会報告を作成した。
------	--